

(4) 漁業経営の概況

イ 漁業経営体の経営収支

平成18年の1経営体当たりの生産額を見ると遠洋漁業が6億6,122万円(対前年比106.6%),沖合漁業が3億4,640万円(対前年比118.8%),沿岸漁業が921万円(対前年比126.0%),海面養殖業が1,075万円(対前年比104.5%)となっています。

全ての漁業において1経営体当たりの生産額が増加していますが、経営体の減少により結果的に生産額が増加したに過ぎず、依然厳しい経営状況にあることが伺えます。

(単位:百万円)

区分	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
遠洋漁業	793.4	616.2	656.9	620.3	661.2
沖合漁業	267.3	320.4	335.3	291.6	346.4
沿岸漁業	7.6	7.5	8.2	7.3	9.2
養殖業	8.9	9.9	9.2	10.3	10.8

資料:東北農政局統計部「宮城農林水産統計年報」を改編

表22 1経営体当たりの生産額の推移

(イ) 遠洋・沖合漁業

遠洋・沖合漁業の経営状況は、ほとんどの漁業種類において漁業支出が大きい一方、漁業収入は減少傾向にあり、結果として経営収支は悪化の一途をたどっています。

平成18年に利益を上げた遠洋まぐろ延縄漁業や近海まぐろ延縄漁業においても、前年までの数年間は漁業利益がなく、その経営は不安定な状況となっています。

最近では燃油価格の高騰が経営に大きく影響を及ぼしており、遠洋・沖合漁業経営は総じて厳しい経営状況が続いています。

(単位:千円)

種類		漁業利益	漁業収入	漁業支出			
				計	労務費	油費	その他
遠洋まぐろ延縄漁業 (専業100トン以上)	H5	▲ 15,687	382,991	398,678	143,116	41,219	214,343
	H10	▲ 38,883	312,325	351,208	121,190	40,692	489,326
	H15	▲ 27,157	254,150	281,307	97,460	44,707	139,140
	H16	▲ 24,747	235,929	260,676	90,139	45,469	125,068
	H17	▲ 25,277	242,369	267,646	88,915	54,357	124,374
	H18	9,364	268,071	258,707	84,815	67,257	106,635
近海まぐろ延縄漁業 (専業100トン以上)	H5	▲ 21,112	203,123	224,235	81,411	21,519	121,305
	H10	▲ 12,171	185,590	197,761	73,315	22,686	101,706
	H15	▲ 13,035	148,790	161,825	60,285	24,992	76,548
	H16	▲ 10,361	127,826	138,187	48,629	25,942	63,616
	H17	▲ 1,467	151,808	153,275	51,901	33,288	68,086
	H18	5,223	174,674	169,451	61,528	48,478	59,445
沖合底びき網漁業 (専業50~100トン)	H5	▲ 23,625	123,439	147,064	47,338	19,383	80,343
	H10	4,546	121,203	116,657	44,696	14,598	57,363
	H15	21,490	185,512	164,022	56,238	24,608	83,176
	H16	▲ 2,370	161,932	164,302	54,436	28,198	80,668
	H17	9,366	192,867	183,501	61,725	34,352	87,424
	H18	▲ 42,341	179,284	221,625	87,055	57,867	76,703

資料:農林水産省統計部「漁業経営調査報告」

表23 主な遠洋・沖合漁業経営体の経営状況・漁業の収支(一隻当たり)

(ロ) 沿岸漁業・海面養殖業

沿岸漁業（漁船漁業）の経営収支において、漁業収入は平成17年が減少に転じたものの、平成18年には大幅に増加しました。

しかし、漁業支出も同様に増加しており、漁業所得は依然として低迷しております。

その中で平成18年の漁業所得（3,639千円）は、前年（2,907千円）に比べ25ポイント増加しました。

一方、海面養殖業においては、近年生産量が増加傾向にあり、漁業所得も比較的大きいことから経営状況は全般的に安定しており、比較的健全な経営となっていることが分かります。

平成18年は、かき・わかめ養殖の漁業所得が前年に比べそれぞれ10ポイント増加しました。

(単位：千円)

種類		経営体総所得			漁業 依存度 (%)	漁業収入	漁業支出			
		計	漁業 所得	漁業外 所得			計	雇用 労賃	油費	その他
漁船漁業平均 (10ト未満)	H5	3,723	1,612	2,111	43	3,650	2,038	256	300	1,482
	H10	5,312	2,152	3,160	41	4,392	2,241	358	278	1,605
	H15	8,455	2,630	5,825	31	6,818	4,188	585	643	2,960
	H16	8,733	3,251	5,482	37	6,979	3,727	495	633	2,599
	H17	5,416	2,907	2,509	54	6,822	3,914	487	695	2,732
	H18	3,931	3,639	292	93	25,744	22,105	4,904	5,094	12,107
のり養殖業	H5	5,292	2,813	2,479	53	12,491	9,678	101	1,313	8,264
	H10	14,661	8,441	6,219	58	20,503	12,061	303	1,898	9,859
	H15	12,395	7,656	4,739	62	26,581	18,925	760	2,327	15,838
	H16	15,314	9,499	5,815	62	28,237	18,738	1,070	2,127	15,541
	H17	19,831	14,188	5,643	72	32,975	18,787	1,069	2,492	15,226
	H18	14,267	14,267	—	100	33,110	18,843	1,693	3,047	14,103
かき養殖業	H5	10,657	7,995	2,662	75	11,189	3,195	428	296	2,471
	H10	8,768	6,673	2,095	76	11,486	4,813	579	325	3,908
	H15	6,940	4,444	2,496	64	9,738	5,294	843	339	4,112
	H16	6,907	3,755	3,152	54	8,376	4,622	721	366	3,535
	H17	7,852	4,911	2,941	63	9,879	4,968	802	431	3,735
	H18	5,940	5,365	575	90	12,701	7,336	886	593	5,857
わかめ養殖業	H5	6,775	1,822	4,953	27	3,823	2,001	368	143	1,491
	H10	9,343	6,255	3,089	67	9,196	2,941	376	206	2,359
	H15	8,294	3,623	4,671	44	7,291	3,668	547	223	2,898
	H16	10,622	5,190	5,432	49	8,297	3,107	387	250	2,470
	H17	9,912	4,534	5,377	46	7,874	3,340	479	316	2,545
	H18	5,311	5,098	213	96	8,850	3,752	842	397	2,513

資料：東北農政局統計部「宮城農林水産統計年報」

表24 主な沿岸漁業経営体の経営状況・漁業の収支

(ハ) 漁業共済制度

漁業共済（漁業災害補償）制度は、気象又は海況の変化や資源量の変動による不漁等によって漁業者が受けた損失を、保険の仕組みを通じて漁業者が相互に補てんし合い、漁業の再生産を確保するとともに漁業経営の安定を図る制度です。

漁業における不漁や災害は、その発生頻度や損害の程度が予測し難く危険率も高いことから、締結した共済契約の保全を図るため、沿海39都道府県の漁業共済組合が元受けを行い、全国漁業共済組合連合会に再共済し、さらに国と保険契約を結んでいます。

本県における漁業共済の加入件数は、平成14年10月の法改正によって養殖施設単独での

加入が可能になったこともあり、平成14年度以降大幅に増加しています。

しかし、養殖生産物ごとの推定加入率（平成18年度）を見ますと、ぎんざけ、のりの加入率は比較的高いものの、わかめ29.9%、こんぶ30.9%、ほたてがい28.9%及びかき38.5%となっており、災害に対する備えはまだ十分とは言えない状況です。

平成19年度においては、平成19年9月5日の台風9号や平成20年1月24日の暴風雪・大雪被害等により、養殖生産物や養殖施設等が大きな被害を受けており、加入促進に向けた取組が重要になっています。

(単位：千円)

区分		平成14年		平成15年		平成16年		平成17年		平成18年	
		契約 件数	共済金額	契約 件数	共済金額	契約 件数	共済金額	契約 件数	共済金額	契約 件数	共済金額
養殖業	生産物	1,192	4,062,241	1,029	6,022,816	955	6,107,981	1,008	6,377,239	952	6,767,567
	施設	5,254	288,736	5,614	653,386	5,724	542,706	6,974	577,582	8,862	741,820
採貝藻・ 漁船・定 置網漁業	漁獲物	92	1,154,756	78	1,226,237	81	1,761,880	88	1,876,766	80	1,401,600
	施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		6,538	5,505,733	6,721	7,902,429	6,760	8,412,567	8,070	8,831,587	9,894	8,910,987

資料：宮城県漁業共済組合事業報告書

表25 漁業共済加入状況の推移

(注) 平成15年度以降の漁獲物には、平成14年度の法改正により創設された「地域共済」の数値を含む。

(単位：百万円，%)

区分	平成14年	平成15年	平成16年		平成17年		平成18年		
			推定加入率	推定加入率	推定加入率	推定加入率			
ぎんざけ	1,810	4,238	55.5	5,412	68.2	5,882	69.0	6,519	74.5
のり	3,837	4,172	70.3	4,244	86.8	4,976	101.2	3,753	67.0
わかめ	442	533	48.5	46	30.7	512	32.7	418	29.9
こんぶ	53	62	78.7	53	52.6	31	31.6	19	30.9
ほたてがい	387	660	21.4	645	25.9	835	30.8	822	28.9
かき	671	2,142	40.6	1,885	36.8	1,886	38.3	2,125	38.5

資料：宮城県漁業共済組合調べ

表26 養殖業（生産物）の契約実績と推定加入率の推移

(注) 推定加入率は、「加入実績額÷マーケット全体の生産額」で算出しているが、加入実績額については過去5カ年のうち最高及び最低を除く3カ年の平均、マーケットについては前年度（単年度）を基準としているので、加入率が100%を上回る場合がある。

(二) 漁船保険制度

漁船保険制度は、漁業者の基本的な生産手段であり貴重な財産でもある漁船が、不慮の事故等によって受ける損害や漁船の運航に伴う不慮の費用負担等を補てんし、漁業経営の安定を図ることを目的としています。

漁船保険は、漁業者が組合員となって組織する漁船保険組合が引受けを行い、漁船保険中央会が再保険、さらに国が再々保険を行っています。

漁船保険の種類には、沈没、座礁、火災等の事故によって生じた損害や救助費用等に対して保険金を支払う「普通保険」、衝突した場合の相手船に対する損害賠償や漁船の運航に伴って発生した第三者への責任や費用の負担に対して保険金を支払う「漁船船主責任保険」、漁船事故が原因で漁船に積載していた漁獲物等の積荷に生じた損害に対して保険金を支払う「漁船積荷保険」等があります。

普通保険の状況は、遠洋漁業者の規模縮小や廃業等によって在籍漁船が減少傾向にあり、加入隻数の割合も伸び悩んでいます。

漁船保険の加入促進については、厳しい状況が続いていますが、平成19年9月5日の台風9号において保険の対象となった被災船も多数あり、漁業経営の安定のために、「未加入船ゼロ」に向けた取組が重要になっています。

(単位：百万円，%)

区分		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
普通保険	在籍漁船 (a)	14,835	14,731	14,449	14,656	14,413
	加入隻数 (b)	10,797	10,705	10,645	10,389	10,208
	加入割合 (b/a)	73.1	73.4	73.7	70.9	70.8
	保険金額	71,813	66,283	63,417	57,618	53,282
	保険料	1,201	1,152	1,118	1,041	967
漁船船主責任保険	加入隻数	11,363	11,538	11,439	11,161	10,924
	保険金額	1,028,961	1,096,881	1,079,445	1,045,455	1,074,000
	保険料	315	318	310	282	281
漁船積荷保険	加入隻数	91	82	76	68	55
	保険金額	19,560	17,565	16,005	13,701	11,518
	保険料	47	41	37	32	27

資料：宮城県漁船保険組合業務報告書

表27 漁船保険加入状況の推移

(注) 保険金額とは、事故による損害が生じた場合に支払われる最大の金額をいう。

ロ 水産業協同組合の現況

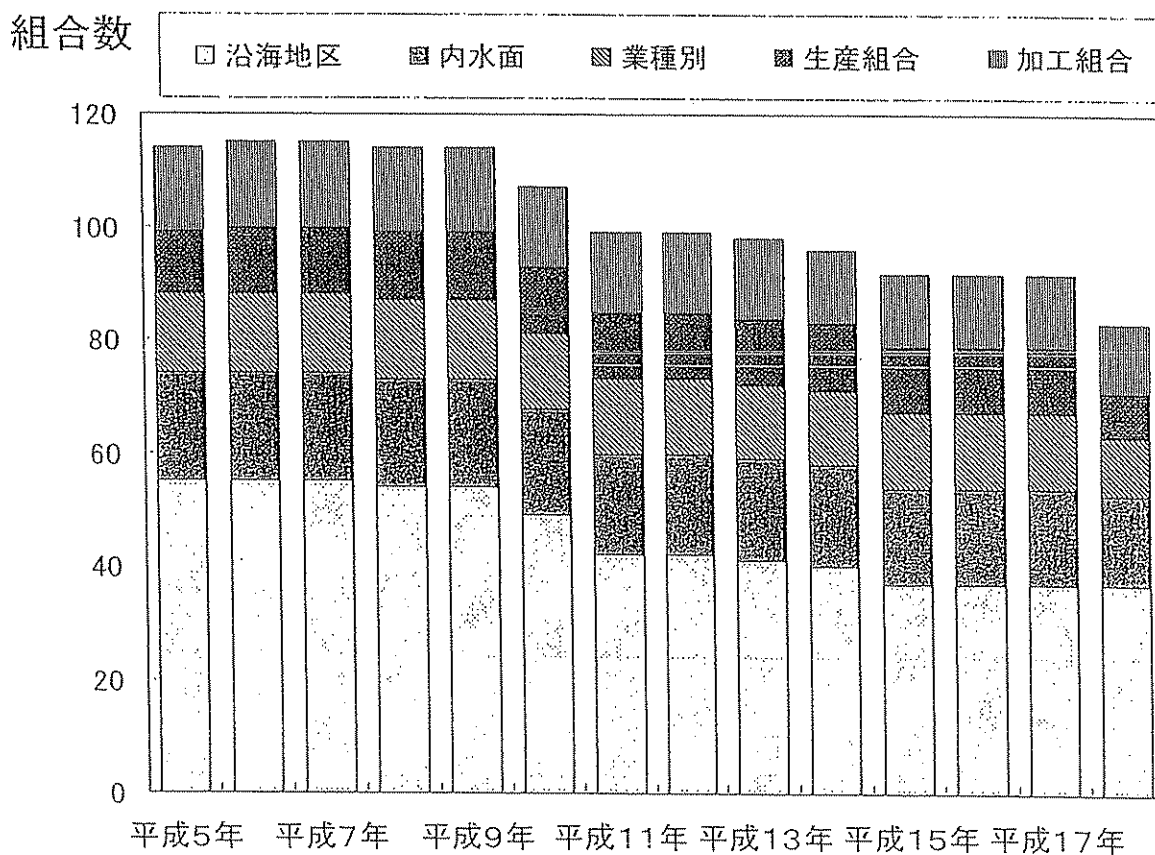
水産業協同組合とは、水産業協同組合法に基づく法人であり、販売・購買等の経済事業及び信用・共済事業等を行うことにより、漁業者等の社会的経済的地位の向上と漁業経営の安定を図るための組織です。

この協同組合には、漁業協同組合（沿海地区、内水面及び業種別）、漁業生産組合及び水産加工業協同組合があります。

本県の組合の数は、平成5年度には114組合でしたが、その後、沿海地区漁業協同組合における経営基盤の強化を目的とした漁協合併が推進され、平成17年度には92組合となりましたが、さらなる盤石な漁協組織とするため一県一漁協へ向けた取組を進め、平成19年4月には正式に31漁協が合併した「宮城県漁業協同組合」が発足しました。

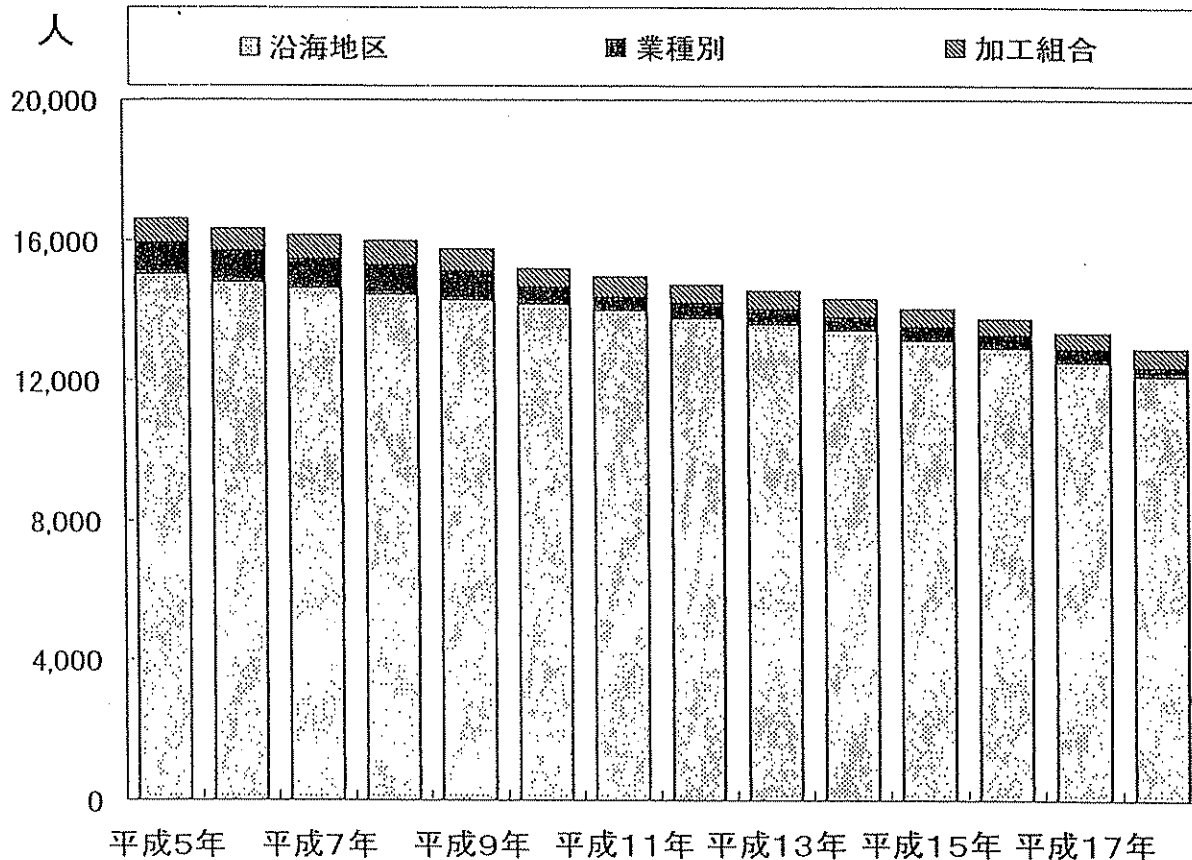
沿海地区組合、業種別組合、加工組合の組合員の推移を見ますと、年々減少し、平成18年度には12,890人まで落ち込んでいます。

これは、組合員の高齢化や漁業を取り巻く環境の変化に伴い廃業等脱退する組合員が増加したため、今後は若い漁業者や新規就業者等の後継者育成が重要となっています。



宮城県農林水産部「宮城県水産業協同組同年報」

図22 水産業協同組合数の推移



資料：宮城県農林水産部「宮城県水産業協同組合年報」

図23・表28 組合員数の推移

(単位：人)

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
沿海地区組合	13,402	13,164	12,918	12,528	12,104
正組合員	9,078	8,849	8,733	8,510	8,176
准組合員	4,324	4,315	4,185	4,018	3,928
業種別組合	405	386	382	373	330
正組合員	290	269	268	255	208
准組合員	115	117	114	118	122
加工組合	508	497	487	464	456
個人	176	162	160	152	137
法人	332	335	327	312	319
計	14,315	14,047	13,787	13,365	12,890

資料：宮城県農林水産部「宮城県水産業協同組合年報」

(イ) 水産業協同組合の運営状況

協同組合の中核をなす沿海地区の漁業協同組合の状況を見ますと、37組合（平成18年度現在）のうち、販売事業が36組合、購買事業が35組合、共済事業が37組合でそれぞれ実施されています。

販売事業は、平成18年度の販売取扱高が生鮮魚介藻類の受託販売を中心に517億円となっており、漁業協同組合の主要事業として位置付けられています。

購買事業は、資材類や石油類が全体の90%以上を占めており、平成18年度は、65億円の供給高となりました。

いずれの事業も一組合当たりの取扱高は、近年は横ばいの状況が続いています。

また、組合の財務状況は、組合本業の経営状況を表す事業利益がマイナスの組合が、平成18年は全体の57%（21組合）と昨年度より5ポイント（2組合）減少していますが、依然として厳しい運営状況が続いています。

将来にわたり漁業経営の安定を図って行くためにも、その経営基盤の強化が重要課題となっています。

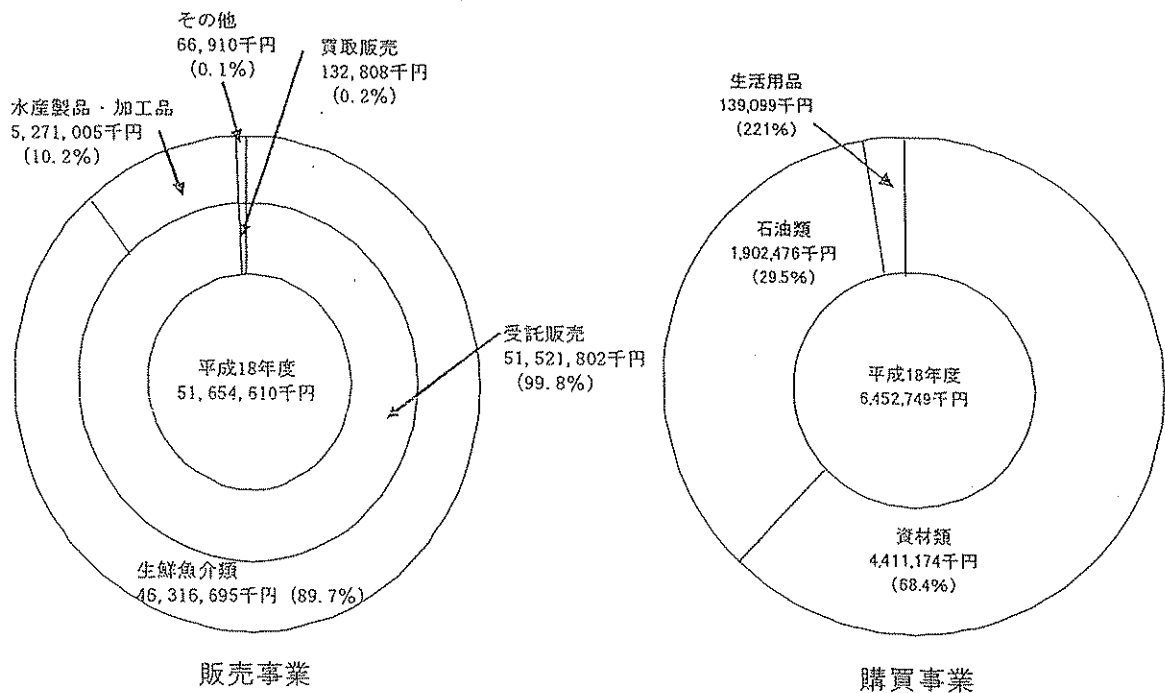


図24 平成18年度販売事業及び購買事業の概要

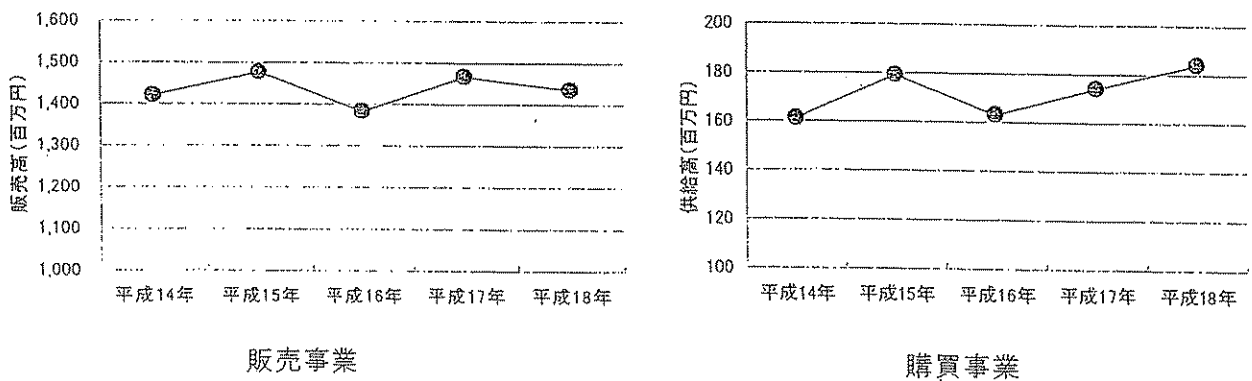


図25 一組合平均販売取扱高及び購買取扱高の推移

区分	沿海地区 漁協数	0円以下 (マイナス)		0円から 500万円未満		500万円から 1千万円未満		1千万円から	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
平成5年	55	20	36.4%	21	38.2%	4	7.3%	10	18.2%
平成16年	37	21	56.8%	9	24.3%	2	5.4%	5	13.5%
平成17年	37	23	62.2%	9	24.3%	2	5.4%	5	13.5%
平成18年	37	21	56.8%	10	27.0%	1	2.7%	5	13.5%

資料：宮城県水産業協同組合年報より
表29 沿海地区漁協における事業利益規模別の組合数

〇一県一漁協の発足について

1 経緯

水産資源の減少や漁業者の高齢化・後継者不足、信用事業の規制強化と金融自由化の進展等、近年、漁業を取り巻く環境が厳しさを増すとともに、経営状況の逼迫する漁業協同組合（以下、「漁協」という）は、組織及び経営基盤の弱体化が進み、本来、漁協が果たすべき機能を発揮していくことが困難な状況となりつつありました。

このことから、県内の漁協関係団体では、漁業を取り巻く環境に適切に対応し、組合員の経済的社会的地位の向上と水産業の発展を図っていくため、沿海地区漁協とその上部組織の連合会を一体化した一県一漁協を構築するという、抜本的な組織及び経営基盤強化に取り組むこととしました。

2 概要

(1) 一県一漁協発足までの主な取組経過

- ・平成17年 3月 宮城県漁協組織強化対策協議会で一県一漁協の構築を決定
- ・平成17年12月 本県域の漁協系統信用事業の一本化が完了
(信用事業実施14漁協が宮城県信用漁業協同組合連合会へ事業譲渡完了)
- ・ " 宮城県漁業協同組合合併推進協議会の設置
- ・平成18年 3月 合併仮契約の調印
- ・平成18年 7月 宮城県漁業協同組合設立委員会の設置
- ・平成19年 4月 宮城県漁業協同組合の設立（沿海地区31漁協の合併）
- ・平成19年10月 宮城県漁業協同組合連合会及び宮城県信用漁業協同組合連合会の権利義務を、宮城県漁業協同組合が承継【一県一漁協の発足】

(2) 宮城県漁業協同組合の概要

宮城県漁業協同組合は、本県全域を組合地区とし、1万人以上の組合員が加入しています。また、信用事業や経済事業、共済事業、指導事業など、広範な事業を展開し、その事業規模も非常に大きく、全国有数の規模を誇る漁協となっています。

このような大規模な組織であることから、総代会や経営管理委員会、漁業種別部会制度を導入する等、組合員意思を的確に把握・反映しながら、迅速で的確な業務執行ができるような運営体制がとられています。

〇宮城県漁業協同組合の概要（平成20年3月末現在）

- 1) 組合地区：宮城県一円の区域
- 2) 組合員数：10,805人（正組合員…7,631人，准組合員…3,174人）
- 3) 出資金額：4,272百万円
- 4) 役員定数： 23人

◆経営管理委員会

組合員意思を反映させつつ迅速かつ的確な業務執行体制を確保するため、組合員の代表である経営管理委員で構成される経営管理委員会が、業務の基本方針等の業務執行に関する重要事項についての組合員意思を決定します。なお、日常業務は、経営管理委員会の下に設置される理事会が執行します。

◆漁業種別部会

漁業者の意向を組合運営に反映させつつ、漁業生産体制の調整等を図るため、漁業種ごとの代表者で構成される漁業種別部会を設置しています。

(農林水産経営支援課)